

第7期介護保険事業計画における 自立支援・重度化防止等への取組みの進捗状況について

現在、鶴岡市では、後期高齢者が急速に増加する2025年以降を見据え、地域包括ケアシステムの構築と、その深化・推進に向けた取組を進めています。

地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要です。

国からは、第7期介護保険事業計画期間において、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を確実に推進するために、介護保険事業計画の進捗を管理し、市町村の保険者としての機能を強化する方針が示されました。

●自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

第7期介護保険事業計画策定の際、介護保険法が一部改正され、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組」及び「目標」(以下、取組と目標という。)が、必須記載事項とされました。

また、市町村は、これら取組と目標の達成状況を自己評価し、都道府県に報告することになりました。

●介護保険事業計画の進捗管理

国からは、取組と目標を定めた介護保険事業計画に基づき、着実に業務の進捗管理を行うための方針と共に「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」が示されました。

山形県では、平成30年度から平成32年度までの進捗管理については、この手引きに示された様式「取組と目標に対する自己評価シート(フェイスシート)」に基づき進めています。

取組と目標の項目は、市町村が独自に設定することとされており、鶴岡市では次の5項目を設定し、平成30年度の実績について別紙のとおり自己評価し、県に提出しました。今後は、毎年度、取組についての評価と必要な見直しを行いながら、業務に取り組んでまいります。

- | | |
|---------------|---|
| 【評価目標】 | <ol style="list-style-type: none">1. 介護予防と社会参加の推進2. 地域生活を支える体制の充実3. 地域包括支援センターの強化と地域ケア会議の推進4. 認知症施策の推進5. 介護保険事業の適正な運営 |
|---------------|---|

第7期介護保険事業計画
取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）総括表

【評価目標一覧】

市町村名	鶴岡市	所属名	健康福祉部長寿介護課
------	-----	-----	------------

	タイトル (フェイスシートのタイトルと一致)	自己評価結果 (◎、○、△、×)	その他 (県に支援してほしいこと等)
目標1	①介護予防と社会参加の推進	◎	
目標2	②地域生活を支える体制の充実	◎	
目標3	③地域包括支援センターの強化と地域ケア会議の推進	○	
目標4	④認知症施策の推進	○	
目標5	⑤介護保険事業の適正な運営	◎	

※設定した評価目標の数に応じて適宜修正してください。

※「自己評価結果」欄は、目標に対する実施内容の達成状況について、「◎達成できた（数値目標があるものについては80%以上達成）、○概ね達成できた（60～79%）、△達成はやや不十分（30～59%）、×達成できなかった（29%以下）」により記載してください。

※「その他」欄は、何かあれば記載してください。

※本様式に、設定した評価目標数と同数のフェイスシート（別紙様式2-2）及び取組みと目標に対する自己評価シート（別紙様式2-3）を添付してください。フェイスシートに代わる独自様式を作成している場合はそちらを添付願います。（その場合であっても当該総括表には、設定した評価目標の一覧を記載してください。）

- ・厚労省の指針等を参考に、「自立支援・重度化防止、介護予防、適正化に係る取組と目標」を確認いただきながら、評価目標を設定してください。
- ・今回提示いただく評価目標や取組みは、保険者機能強化推進交付金評価指標該当状況調査（指標I-④）で回答いただいた内容とも基本的にリンクすることになります。
- ・進捗状況について何を尺度とするか、どんな方法で評価するか、評価可能な目標設定かという点に注意いただきながら御報告ください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	①介護予防と社会参加の推進
------	---------------

現状と課題

様々な心身状況の高齢者が参加できるように、いきいき百歳体操を媒体とした住民主体の効果的な介護予防活動を進めている。

元気な高齢者が通いの場（介護予防活動）や地域で支え合う生活支援の担い手となり、役割を持って社会参加することが、虚弱な高齢者の支え手のみならず、担い手自身の生きがいづくりや介護予防の相乗効果につながるような仕組みづくりを推進する。

第7期における具体的な取組

- ①健康寿命の延伸に向けた施策の推進
- ②生活習慣病予防の推進
- ③身近な地域での介護予防活動の促進
- ④専門職種による介護予防の機能強化
- ⑤「新たな担い手」を養成するための研修会の開催と、高齢者の活躍の場の創出支援

目標（事業内容、指標等）

評価項目	平成 29 年度	平成 30 年度 (12月現在)	平成 30 年度 (目標)	平成 31 年度 (目標)	平成 32 年度 (目標)
週1回・住民主体の介護予防通いの場(いきいき百歳体操実施団体数)	47 団体	61 団体	59 団体	75 団体	91 団体
上記登録人数	926 人	1,168 人	1,062 人	1,350 人	1,638 人
担い手養成研修修了者数と累計数	30 人 (74 人)	46 人 (120 人)	30 人	30 人	30 人 (180 人)

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・いきいき百歳体操実施団体数と登録人数で評価するが、いきいき百歳体操以外の体操を取り入れた介護予防通いの場の団体数も把握できるようにする。
 - ・担い手養成研修修了者と累計数、また担い手修了者の活動状況についても把握できるようにする。

年度	平成 30 年度 (①介護予防と社会参加の推進)
----	--------------------------

後期 (実績評価)

実施内容	
<p>*リハビリテーション専門職を派遣し、フレイル予防を取り入れたいきいき百歳体操講座の実施と継続支援。</p> <p>*体操を実施するだけの通いの場から更なるステップアップを目指した、通いの場情報交換会の開催。</p> <p>*生活支援の担い手や通いの場でのお世話役の人材育成も含めた養成研修の実施。</p>	
自己評価結果 【 ◎ 】	
<p>*週 1 回・住民主体の介護予防通いの場(いきいき百歳体操実施団体数と登録人数) (平成 29 年度)47 団体・926 人⇒(平成 30 年度)71 団体・1,317 人</p> <p>*担い手養成研修修了者数と累計数(平成 29 年度)30 人・74 人⇒(平成 30 年度)46 人・120 人</p>	
課題と対応策	
<p>*通いの場情報交換会を開催したことにより、団体同士の交流やボランティア活動への発展などが見られた。</p> <p>【課題】</p> <p>*通いの場の立ち上げが地域により偏りがある。月 1~2 回実施の団体を週 1 回実施にすることが困難。</p> <p>*担い手養成研修修了生の活躍の場の創出。</p> <p>【対応策】</p> <p>*通いの場が不足な地域の生活支援コーディネーターとの連携強化により、現状把握を含め様々な心身状況の高齢者が通える場の立ち上げを進める。</p> <p>*週 1 回実施が困難な団体の状況把握と、既に週 1 回実施している他団体との交流により意識変容に繋げる。</p>	

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	②地域生活を支える体制の充実
------	----------------

現状と課題

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加、複合的な課題を持つ家族の増加が進んでいる。地域毎に特性が異なる広い市域の中で、どの地域に暮らしていても、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう継続的な生活支援の充実・強化が求められている。高齢者が社会参加することにより役割や生きがいを持って暮らし続けられる地域づくりを進め、住民が主体となった新たな担い手による生活支援や、買い物や通院のための交通手段などが確保できる体制を構築する必要がある。

第7期における具体的な取組

- ①第2層協議体の体制構築
- ②住民や地域が主体となった支え合いのある地域づくりの推進
- ③高齢者の外出を支える体制づくり

目標（事業内容、指標等）

概ね旧小学校区単位での生活支援体制整備に取り組む

評価項目		平成30年度 (目標値)	平成31年度 (目標値)	平成32年度 (目標値)
1	第2層協議体の体制構築件数	0	11	22
2	地域の支え合い活動の把握件数	197	212	227
3	新たな生活支援の取組み創出件数	0	5	11
4	新たな移送支援の取組み創出件数	0	1	3

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 1. 日常生活圏域ごとの第2層協議体の体制構築件数で評価
 2. 地域の支え合い活動を把握した件数で評価
 3. 住民主体等の新たな生活支援の取組みの創出件数で評価
 4. 住民主体・法人等を含む、新たな移送支援の取組みの創出件数で評価

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	平成30年度 (②地域生活を支える体制)
----	----------------------

後期 (実績評価)

実施内容

- ・日常生活圏域ごとの生活支援体制づくりを進めるため、平成30年10月より市内にある11か所の地域包括支援センターに1名ずつ、第2層生活支援コーディネーターを配置し、配置職員を対象に基礎的な業務の理解、市健康福祉部や地域づくり担当課との連携を深めることを目的に、初任者研修会(8日間、計33時間)を実施した。
- ・地域にある支え合い活動の把握のため、第2層生活支援コーディネーターが地域を回り、地域住民との信頼関係を構築しながら、実態把握を行った。

自己評価結果【◎】

1	第2層協議体の体制構築件数	(H30目標値)	0件	⇒	(H30実績)	0件
2	地域の支え合い活動の把握件数	(H30目標値)	197件	⇒	(H30実績)	213件
3	新たな生活支援の取組み創出件数	(H30目標値)	0件	⇒	(H30実績)	0件
4	新たな移送支援の取組み創出件数	(H30目標値)	0件	⇒	(H30実績)	0件

課題と対応策

【課題】

第2層協議体の体制構築について、既存の地域ケアネットワーク会議の活用等、体制構築の手法は様々あるが、各地域の実情に合わせた生活支援体制を整備するために、地域によってどのような第2層協議体を作るかが課題である。

【対応策】

地域住民との勉強会を開催する等、第2層協議体の構築までのスケジュールを組み立て、取り組んでいくことを検討する。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル ③地域包括支援センターの強化と地域ケア会議の推進

現状と課題

地域包括支援センターは高齢者を取り巻く世帯まるごとの相談に対応し、日常生活圏域において身近な福祉的综合相談窓口として機能することが期待されている。高齢者のみならず、地域福祉の総合相談窓口として強化が必要である。

地域ケア会議は個別会議、ネットワーク会議を通じて、多くの地域課題が挙がってくるが、それを解決する仕組み（地域での解決力、推進会議での解決策）づくりがまだまだ不十分である。

第7期における具体的な取組

①地域包括支援センターは、平成30年10月に担当エリアを再編し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置できるよう体制を整え、国の評価指標等を用いながら地域包括支援センターの機能強化を図る。

②地域ケア会議の推進においては、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、第2層の地域ケアネットワーク会議に協議体機能を持たせ、課題解決に取り組む。

目標（事業内容、指標等）

（地域ケア会議 開催回数）

評価項目	平成29年度 （実績）	平成30年度 （12月末現在）	平成30年度 （目標値）	平成31年度 （目標値）	平成32年度 （目標値）
個別会議	69	55	60	70	80
ネットワーク会議	135	130	150	160	170
地域ケア推進会議	3	2	3	3	3

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法

地域包括支援センターの評価は、国の評価指標を用いて実施し、また、実績報告や現地でのヒアリングも含めた総合評価を行う。

地域ケア会議は開催回数により評価する。

年度	平成30年度 (③地域包括支援センターの強化と地域ケア会議の推進)
----	-----------------------------------

後期 (実績評価)

実施内容

- ・地域包括支援センター受託法人への説明会 3回実施
- ・変更地区の自治会役員への説明 9地区実施
- ・平成30年10月に担当エリアの再編により、サブセンターを廃止し、9か所だったセンター数を11か所に増やした。
- ・平成30年10月に、全地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置。

自己評価結果 【 ○ 】

- ・全センターに3職種の専門職の配置を目標としたが、11か所のセンターの内、2か所は職員の確保ができず、2職種配置となった。
- ・個別会議開催数 71回 (目標値60回)
- ・地域ケアネットワーク会議開催数 173回 (目標値150回)
- ・地域ケア推進会議開催数 2回 (目標値3回)

課題と対応策

【 課題 】

- ・保健師または保健師に準ずる者の確保が困難なセンターが多い。
- ・国の評価指標を用いての地域包括支援センターの評価結果にばらつきがあった。

【 課題に対する改善策 】

- ・保健師に準ずる者の要件について、受託法人への説明を十分に行うとともに、看護大学等の関係機関に働きかける等、人材確保につながるよう支援する。
- ・センターの評価内容や方法について検証したうえで、適切な評価を行う。その結果は、地域包括支援センター運営協議会に諮り、センターの機能強化につなげる。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	④認知症施策の推進
------	-----------

現状と課題

認知症に対しての偏見から、認知症の早期発見・早期相談支援につながりにくいことが多いため、市民が認知症を正しく理解し、適切な医療・介護につながるような取組みを進めている。

認知症の相談件数は、後期高齢者の増加に伴い急増しており、特に独居高齢者に対する支援が困難な場合が多いため、保健・医療・介護のネットワーク構築の取組みを推進する。

第7期における具体的な取組

- ①認知症サポーター養成の取組みを、市民と協働で推進する。
- ②認知症予防セミナー等の開催により、認知症予防を推進する。
- ③認知症初期集中支援チーム等の支援により、早期発見・早期治療体制を構築する。
- ④認知症カフェの開設等を推進し、認知症になっても地域で安心して暮らせるための地域支援体制を推進する。

目標（事業内容、指標等）

評価項目	平成29年度	平成30年度 (12月末現在)	平成30年度 (目標値)	平成31年度 (目標値)	平成32年度 (目標値)
認知症サポーター数累計 (人)	14,276	16,110	16,220	18,220	20,220
認知症カフェの開設数 (か所)	12	13	14	16	18

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法

認知症カフェの開設数と、認知症サポーターの人数で評価する。

年度	平成30年度 (④認知症施策の推進)
----	--------------------

後期 (実績評価)

実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座開催数 66回実施 ・ 認知症サポーター数 2,108人/年 (目標値 2,000人) 累計 16,589人 (目標値 16,220人) ・ 認知症カフェ開催予定・開催状況調査 平成30年6月実施 ・ 市主催の認知症カフェ「ほっこりかふえ」の評価とまとめ ⇒ 認知症介護研究・研修仙台センター発行の冊子「よくわかる!地域が広がる認知症カフェ」に掲載 	
自己評価結果 【 ○ 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座は、以前は、主に地域包括支援センターの職員が講師となり開催していたが、市民有志の「つるおかオレンジサポートの会」と共に取組むことにより、小中学校や事業所等、新規の開催場所の拡大につながった。 ・ 認知症カフェ開催か所数 13か所 (目標値14か所) 	
課題と対応策	
<p>【 課題 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症カフェについて、市民の理解が十分に得られていない。 <p>【 課題に対する改善策 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症カフェの内容や開催方法について、普及啓発が必要。 ・ 一般市民を対象にして「認知症カフェについて学ぶ機会」を設ける。 ・ 認知症カフェをテーマに採り上げ、「認知症キャラバン・メイトフォローアップ研修会」を実施する。 	

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	⑤介護保険事業の適正な運営
現状と課題	
<p>今後、後期高齢者が増加していくことにより介護保険制度の運営が厳しい状況となることが予測され、適正な介護保険料の徴収と給付の推進を図るとともに自立支援の理念に基づく適切なサービス利用の促進や事業所への指導及び市民への周知に努める必要がある。</p> <p>・高齢化率 33.6%・介護等認定率 19.5%・85歳以上高齢者増加率 10年前と比較し 1.6 倍 ・要介護5 認定率 全国 9.28% 山形県 11.56% 鶴岡市 13.98%(H30年見える化データより)</p>	
第7期における具体的な取組	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護認定の適正化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護等認定調査員・認定審査会委員の研修会等の実施。 (2) 保険者職員等が行う訪問調査及び委託調査に対する点検の実施。 2. ケアプランの点検 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自立支援型地域ケア会議提出プラン点検の実施 (2) 事業所訪問によるプラン点検の実施 (3) 居宅介護支援事業所主任介護支援専門員によるケアプラン点検の実施 (4) 地域密着型サービス事業所等実地指導での個別支援計画の点検 3. 住宅改修・福祉用具の点検 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者宅の実態や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等。 4. 縦覧点検・医療情報との突合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 適正化システムの縦覧点検帳票による請求内容の確認。 (2) 適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容の確認。 5. 市民啓発及び研修会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各地域、団体への出前講座や研修会の開催 (2) 広報への記事掲載 6. 介護サービス事業者に対する実地指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対する実地指導の実施 	
目標（事業内容、指標等）	
別紙、「評価目標」のとおり	
目標の評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <p>各項目ごとの年間計画（業務内容及び工程表）を策定し、実行する。</p> 	

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課) 38 ページ~を参照してください。

【評価目標】

取組み	第6期(現状)	第7期中目標(評価項目)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
①要介護認定の適正化	認定調査票の課題分析の結果、国平均値と比較し乖離が見られる。	研修会など、厚生労働省作成の業務分析データなどを活用しながら認定調査員や審査会委員などに現状を周知し、検討する機会を設定する。		
		年2回以上	年3回以上	年4回以上
②ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型地域ケア会議にて点検実施。 ・テーマを決めての訪問調査等にて点検を実施。 	3ヶ年を通し、市内の8割の介護支援専門員が作成したプランの点検を実施。		
		達成率		
		40%以上	60%以上	80%以上
③住宅改修・福祉用具の点検	住宅改修実地検査 1件(平成29年度)	書面による点検は全件実施。さらに疑義ありに該当する場合、専門家と実地検査を実施。		
		継続実施	継続実施	継続実施
	福祉用具 国保連データを基に着眼点を決め、点検を行っている。	国保連データを基に点検を行い、定期的な事業所実地指導の際に確認する。		
		継続実施	継続実施	継続実施
④縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連への委託により医療情報との突合及び縦覧点検を実施。 ・国保連情報を基に独自点検。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連への委託により医療情報との突合及び縦覧点検を実施。 ・国保連情報と給付実績、申請書との突合。 		
		継続実施	継続実施	継続実施
⑤出前教室開催	平成29年度 実施回数 40回	3ヶ年で日常生活圏域ごと全域での開催。		
		継続実施	継続実施	継続実施
⑥事業所実地指導	地域密着型事業所のみ実施。 (第6期中 45か所)	3ヶ年計画に基づき実地指導を行う。		
		拡充実施	拡充実施	拡充実施

年度 平成30年度 (⑤介護保険事業の適正な運営)

後期 (実績評価)

実施内容

1. 要介護認定の適正化

(1) 認定調査票の点検

認定審査会に提出前に、事前チェックを行い、疑義事項については調査員に電話等連絡し確認を行う。

(2) 鶴岡市介護認定調査員勉強会開催支援

疑義事項についてテキスト等を用いて確認することにより共有化を図り公平公正な調査につなげる。

(3) 鶴岡市介護認定審査会委員現任研修会

市独自の審査会委員研修を開催することにより、市の特徴的な課題を直接的に伝える。

2. ケアプランの点検

(1) 自立支援型地域ケア会議提出事例のケアプラン点検

提出されたケアプランを、自立阻害因子、目標設定、適正なサービス、その他の各項目について点検した結果を管理者あて送付し、事業所内の研修等活用を図るよう促し意識化を図る。

(2) 特定事業所加算算定事業所の主任介護支援専門員によるケアプラン点検

加算事業所と地域包括支援センターの主任介護支援専門員がチームになり、一人ケアマネ等小規模事業所及び定数超えの生活援助プランを点検することで、事業所でケアプラン指導を担う主任ケアマネの学びになり、かつ点検対象事業所の具体的な指導につなげる。

(3) 事業所訪問によるケアプラン点検

事前提出資料を点検した後、担当の介護支援専門員及び管理者に面接し具体的に助言することにより必要事項の記載や内容修正を行う等改善につなげる。

(4) 地域密着型サービス事業所実地指導に併せた個別支援計画の点検

介護支援専門員が作成するケアプランと、事業所が作成する個別サービス計画の関係性の理解や、より具体的な自立支援に資する援助計画の作成につなげる。

3. 住宅改修・福祉用具の点検

(1) 利用者宅の実態や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等。

4. 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検・医療情報との突合国保連合会に委託して実施。国保連給付実績データについては、ケアプラン点検、事業所指導の際の点検抽出対象として活用を図る。

5. 市民啓発及び研修会

規範的統合を図るため、介護保険の理念の周知を市民や介護保険事業所等にたいして周知する。

6. 介護サービス事業者に対する実地指導

適切なサービスに繋げるため地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対する実地指導の実施

自己評価結果 【◎】

1. 要介護認定の適正化

(1) 認定調査票の点検 6,597件

(2) 鶴岡市介護認定調査員勉強会開催支援 9回

(3) 鶴岡市介護認定審査会委員現任研修会 1回 出席者33名

<業務分析データより取り組み結果の評価>

	認定率	移乗介助なし	移乗見守り	移動介助なし	移動見守り
平成27年度1回目	20.9	52.8	18.7	43.7	23.2
平成30年度1回目	19.9	55.4	15.8	47.4	21.2

*一次判定に影響がある移乗、移動について、定義では遠くからの見守りは介助なしの判断になるが当初見守りにチェックされていたが改善が図られている。

2. ケアプランの点検 38事業所中27事業所実施 達成率71.1%

- (1) 自立支援型地域ケア会議提出事例のケアプラン点検 91件
- (2) 特定事業所加算算定事業所の主任介護支援専門員によるケアプラン点検 20件
- (3) 事業所訪問によるケアプラン点検 31件
- (4) 地域密着型サービス事業所実地指導に併せた個別支援計画の点検 12件

3. 住宅改修・福祉用具の点検

- (1) 利用者宅の実態や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等。 245件
提出書類の確認のみであった。特に疑義事項はなかったため現地調査は行わなかった。

4. 縦覧点検・医療情報との突合

- (1) 適正化システムの縦覧点検帳票による請求内容の確認。 過誤63件 3,185,785円
- (2) 適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容の確認。 45件 3,694,630円

5. 市民啓発及び研修会

- (1) 各地域、団体への出前講座や研修会の開催
出前教室 16回 354人 自立支援促進研修会 3回 216人
- (2) 広報等への周知

6. 介護サービス事業者に対する実地指導

- (1) 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対する実地指導の実施
地域密着型サービス事業所 6か所 居宅介護支援事業所 5か所 計11か所

課題と対応策

1. 認定調査については、一次判定で重度の判定が多いことから重度者分の点検に取り組む必要がある。調査員研修も継続的に実施する必要がある。
2. 市主催の認定審査会委員研修については、新規に従事する委員がいることから早めに開催し、状態不安定の要介護1が全国に比べ2.9倍多いことから「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」の取り扱いについて引き続き周知をはかる必要がある。
3. ケアプラン点検については、平成30年度に取り組んだ点検の中で要介護2に認定されると特殊寝台を利用する等、福祉用具のレンタルにかかる取扱いに疑義が生じたことから次年度は福祉用具利用プランの点検に取り組む。
4. 住宅改修については、事務担当者が書類のみでの判断により対応してきたことから、一定の基準を定め、現地確認に繋げる仕組みづくりを検討する。また、福祉用具や住宅改修に精通した専門職を交えた検討会を検討し自立に資する適切な利用につなげる。
5. 介護保険の理念について市民への啓発は重要なことから継続的に取り組む。今後職域へも働きかけて若い世代を対象に研修の開催に繋げる。また、規範的統合をめざし機会をとらえて周知活動に取り組む。